

学術情報流通推進委員会第1期（2019～2021年度）の基本方針について

1. 第1期の基本方針

国際学術情報流通基盤整備事業は、我が国の学術雑誌の電子化・国際化への対応等を課題として2003年に始まった。学術情報流通における潮流の変容に応じて事業内容の見直しが行われてきたが、第5期の終了にあたり、特定の事業ではなく、ステークホルダー間の連絡調整を行うことによって、学術情報流通基盤整備を推進するという役割に大きく舵を切ることとなった。

そこで、活動方針を策定する主体の名称を国際学術情報流通基盤整備事業運営委員会から学術情報流通推進委員会へと変更し、以下の基本方針に基づいて活動を行うこととする。

近年の情報通信技術の進展に伴い、学術論文のオープンアクセスに加えて、研究データを含めた研究プロセスのデジタル化と共有に取り組む、オープンサイエンスが国内外で進展しつつある。学術論文や研究プロセスの相互利用の促進は新たな知の創出にも資することから、学術情報流通推進委員会の第1期においては、オープンアクセス、オープンサイエンスを推進するために、国内外の学術情報流通の動向や実態の把握に努め、それらに基づいた学術情報の公開や利活用に係る戦略の検討と調整、アドボカシー活動等を、学術コミュニティ等を中心としたステークホルダーの参画や連携のもとに行う。

2. 第1期において取り組むべき課題

本委員会は基本方針に則り、第1期において以下の課題に取り組むこととする。

(1) 国内ステークホルダーとの協調

「大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議」、JUSTICE、JPCOARはもとより、学術コミュニティのステークホルダーを広く結集して、学術情報流通に係る国内外の動向や実態の把握、学術情報流通のあり方に係る意見交換を行う。

(2) 国際協調に係る戦略の検討と提言

SPARCと連携して諸活動を展開する他、学術情報の公開や利活用を促進する国際的なイニシアティブに対応する国内コンソーシアムを支援する。当面はこの機能を維持するものの、国内コンソーシアムの自立的運営も促す。また、国内の学術情報流通に係る現状を踏まえつつ、国際的なイニシアティブへの対応に係る戦略を検討する。

(3) アドボカシー活動の実施

学術情報流通に係る様々なステークホルダーを対象に、国内外における動向や実態、研究分野における特性等も踏まえて、学術情報の公開や利活用の推進に向けたアドボカシー活動を行う。

(4) 学術情報流通の動向に係る調査の提言

我が国における学術情報流通のあり方を検討するために必要な、国内外の学術情報流通の実態・動向に係る調査の提言を行う。また、実施された調査結果の共有を図り、それに基づいたステークホルダーの役割や連携の在り方についても、提言を行う。